

〇〇区自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇地区（自治）会館内に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１）防災に関する知識の普及に関すること。
- （２）災害危険の把握に関すること。
- （３）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること。
- （４）前号に関する訓練に関すること。
- （５）防火資機材などの整備に関すること。
- （６）その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| （１）会長 | 1名 |
| （２）副会長 | 若干名 |
| （３）防災委員 | 若干名 |
| （４）班長 | 若干名 |

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し開催する。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し開催する。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に定める事業を行うため、活動計画(防災計画)を作成する。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

※もしくは、本会に必要な経費は〇〇〇区内会計に組み込む。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。